

令和8年度
限定

午前5時間制草津プランの導入に伴う 一時預かり利用案内

令和8年4月から午前5時間制草津プランが始まります。
下校時間の変更に伴う就労の調整期間として、令和8年度の
1年間に限り、学校での一時預かりを実施します。

内容

[利用対象者]

令和8年度1年生～3年生の児童のうち、以下の条件を2つとも満たす児童

- ・保護者の就労により一時預かりが必要な児童
- ・児童育成クラブへの入会が無い児童

[預かり日]

下校時の安全確保のため、預かりは、該当児童が5校時日課で、かつ高学年が6校時日課の日に実施します。その他の日課の日には預かりを行いません。

※水曜日は基本的に全校児童が5校時日課のため、預かりを行いません。

[預かり時間]

預かり対象児童の5校時日課終了後から、高学年の6校時日課終了までの約40分です。

預かり終了後は、高学年の下校に合わせて下校します。

[過ごし方]

学校の宿題や、ご家庭で用意された課題、読書等に取り組みます。教員以外のスタッフが見守りを行い、安全に静かに過ごせるよう声掛けや映像の視聴等を行う場合があります。

スタッフは児童の人数に応じ、教室等に1名～2名の配置を予定しています。

利用方法

「一時預かり利用届出書」を記入のうえ、各学校または市役所6階学校教育課まで提出してください。届出書の様式は、市HPからダウンロードしていただけます。書面が必要な方は学校にお申し出ください。



届出書
ダウンロード

提出期間：令和8年1月5日（月）～令和8年1月16日（金）

※以降も随時受付をしますが、期間を過ぎて提出された場合は5月以降からの利用となります。

留意事項

- ✓ 預かりは、就労の状況により必要とされる日（曜日）に限り利用できます。
- ✓ 前週の決められた日に翌週の利用予定を各学校に届出してください。届出の無い日は利用できません。
- ✓ 危険行為を繰り返す等、スタッフでの預かりが難しい場合は利用をお断りする場合があります。
- ✓ 例年1年生は4月中旬まで全体下校指導を行います、下校に慣れていただくためその期間の預かりは行いません。

Q1

放課後等ディサービスの利用をしていますが、一時預かりの利用はできますか？

放課後等ディサービスの利用日には、一時預かりを利用できません。
放課後等ディサービスの利用の無い日には利用できます。

Q2

高学年のきょうだいと一緒に下校をさせたいのですが、就労していなくとも一時預かりの利用はできますか？

一時預かり制度は、午前5時間制草津プランの導入に伴う保護者の就労調整のための制度なので、利用できません。

Q3

きょうだいの幼稚園のお迎え時間と重なり、下校時に家にいることができません。一時預かりの利用はできますか？

一時預かり制度は、午前5時間制草津プランの導入に伴う保護者の就労調整のための制度なので、利用できません。

Q4

令和9年度も一時預かりを利用できますか？

一時預かり制度は、午前5時間制草津プランの導入に伴う限定的な措置であるため、令和8年度のみの実施となります。継続的な預かりが必要な場合は、児童育成クラブの利用を検討ください。

